

漢初、劉邦集團の展開と構造

福永善隆

はじめに

劉邦集團とは高祖劉邦につき従い、反秦戦争・楚漢戦争などを戦い抜き、前漢王朝創建に功績を挙げた創業の功臣たちによって構成される集団である。

劉邦集團については秦漢帝国の政治構造の分析と関連して、その人格結合の様相などについて、西嶋定生・増淵龍夫・守屋美都雄諸氏により多くの研究が蓄積されてきた⁽¹⁾。

上の劉邦集團に関する諸研究のうち、西嶋氏の研究を継承し、発展させたのが李開元氏である⁽²⁾。氏は西嶋氏が劉邦集團の分析に利用した『史記』卷一八高祖功臣侯者年表及び『漢書』卷一六高惠高后文功臣表(以下、それぞれ『史記』功臣表・『漢書』功臣表と称す)を詳細に分析し、劉邦集團の構成・展開などについて明らかにされている。そして、劉邦集團の成員は前漢王朝成立後、その軍功に基づき「政治権力、土地財産、社会的地位などの社会総財産について全面的な再分配」に与り、前漢王朝において特権的な地位を占める「軍功受益階層」へと変容し⁽³⁾、景帝期まで三公九卿・郡国守相など、中央・地方の要職を独占し、皇帝権力を掣肘するほどの権力を有していたものの、文帝期を境に次第に没落していったとする⁽⁴⁾。このように氏は皇帝と劉邦集團を基盤として形

成された「軍功受益階層」との関係を通して、前漢前半期の政治史の展開を動態的に描き出している。

一方、楯身智志氏は前漢前半期における「爵制的秩序」の変遷を追究するなかで劉邦集團の展開について論じられている。すなわち、楚漢戦争の戦後処理を示した「高帝五年詔」のなかで劉邦集團の成員に一律に大夫以上の爵位が与えられていることに注目し、二十等爵制において第五級大夫以上の者と第四級不更以下の者とが截然と区別される構造を呈していたのは劉邦集團が特権的な地位にあることを明示するためであったとし⁽⁵⁾、彼らがその特権的地位を失うなかで、その「爵制的秩序」の構造も変容していったとする⁽⁶⁾。

このように劉邦集團の問題は高祖劉邦期のみならず前漢前半期の政治史を論じるなかで必ず多少なりとも触れられ⁽⁷⁾、特に李氏の研究は現在の前漢政治史研究に大きな影響を与えてきているが、そこには未だ論じるべき問題が残されていないわけではない。

李氏は「軍功受益階層」の定義として、「前漢王朝を創設した劉邦軍事集團の構成員およびその家族」であり、かつ「高帝五年詔などの軍吏卒を優遇する法令で利益を獲得したものと述べている⁽⁸⁾。また、楯身氏は高祖劉邦に対する軍事的奉仕の度合を示し、それを序列化するところから始まった「爵制的秩序」を追究するうえで、「漢代の皇帝はいかなる意図の下、どのような基準で人々を『爵制的秩序』に組み込んだのか」という点を課題としている⁽⁹⁾。特に、この楯身氏の問題意識に強く表れているように、これまでの研究では高祖劉邦をはじめとする皇帝の側が「どのような基準」で劉邦集團をカテゴライズし、それにより彼らにどのような特権が与えられたのかという点について具体的か

つ詳細に論じられてきている。それに対して、劉邦集團の成員がそのような皇帝によつて与えられた枠組みをどのように認識し、それが成員間の関係にどのような影響を与えていたのかという点については十分に論じられてはいない。

例えば、軍功受益階層の形成について、楚漢戦争での軍功を重視する李氏に対して、楯身氏は功臣表の分析によりその後の異姓諸侯王討伐での功績も等し並みに評価されたとし、創業の功臣たちの政治的影響力を支えていたのは「劉邦に従軍した経歴」そのものであったと指摘する⁽¹⁰⁾。確かに、皇帝から与えられた褒賞としてはそのように捉えられるが、劉邦集團の中核に位置する淮北出身者が任侠的な気風に基づき、人格的結合を重視し、彼らの「構成する秩序が独立した性格をもつものと認識されていた」とする阿部幸信氏の見解を踏まえて考えると⁽¹¹⁾、劉邦集團の成員がその褒賞を受けた者をどのように認識したのかという点についてはまた別個に論じなければならない問題であろう。

さらに、李氏は天下は「劉邦と劉邦集團のメンバーたちが共同でつくり上げ、共同に所有するもの」であるという天下の権益に対する共同所有・公平分配の認識を「軍功受益階層」が有していたとし⁽¹²⁾、その「天下を共にする」理念が、前漢前半期の皇帝権力の浸透を阻害する要因となっていたと指摘した。また、楯身氏は前漢前半期の体制について、劉氏の天下は功臣たちの協力と合意の下に、実現・維持されていたと述べる⁽¹³⁾。このように、皇帝と劉邦集團の成員及びその子孫の協力によって維持・運営される体制（「天下を共にする」体制）が前漢前半期を通じて存続していたことを考えると⁽¹⁴⁾、上述した劉邦集團の成員の認識の問題は、彼らが誰をとともに「天下を共にする」体制を支える担い手と

して認めたのかという問題と関連する問題となる。

また、筆者はかつて前漢前半期の朝廷において任侠的紐帯によつて結ばれた高祖劉邦を権威とする秩序規範意識を有する官僚が広範に存在していたと指摘する増淵龍夫氏の見解を敷衍して⁽¹⁵⁾、劉邦集團の成員がさまざまな差異を包含しつつ、連帯していくのを可能にした紐帯として、「劉邦個人に対するパーソナルな信義の関係」が再確認・再生産されていく過程を論じたことがある⁽¹⁶⁾。劉邦集團が前漢前半期を通じて連帯性を保持し、再生産を繰り返していったとする限り、その基盤となった劉邦集團の成員の認識について追究する必要もあるであろう。

本稿は以上のような問題を考えるうえで基礎として、劉邦集團の成員がどのような人物を同士として認めていたのか、また、その認識が劉邦集團の内部構造にどのような影響を与えていたのか、追究することとする。

一 劉邦集團と侯第

「はじめに」で述べたように、李開元氏をはじめとする劉邦集團の研究において、その成員に関する基礎的な情報として用いられているのは『史記』・『漢書』の両功臣表である。

李氏が「漢政府に保存された分封策書および侯籍から司馬遷と班固が直接抜粋したもの」と述べているように⁽¹⁷⁾、両功臣表は貴重な一次史料として扱われているが、そこには彼らが列侯に封建された年月、封建されるにいたった功績・経緯（侯功）などとともに、「侯第」（『史記』功臣表による。『漢書』功臣表では「位次」と称す）が記されている者

も多い。この侯第とは、『漢書』功臣表の序文に、

初め沛公總帥雄俊なるを以て、三年にして然る後西のかた秦を滅ぼし、漢王の號を立て、五年にして東のかた項羽に克ちて、皇帝の位に即き、八載にして天下乃ち平らぎ、始めて功を論じて封を定む。

十二年に訖りて、侯たる者百四十有三人。時に大城名都民人散亡し、戸口の得て數ふべきは裁かに什に二三。是を以て大侯は萬家に過ぎず、小なる者は五六百戸。封爵の誓に曰はく、黃河をして帶のごとく、泰山をして厲のごとくならしむるも、國以て永らく存し、爰に苗裔に及ばしめん。是において申ふるに丹書の信を以てし、重ぬるに白馬の盟を以てし、又十八侯の位次を作る。高后一（前一八六）年、復た丞相陳平に詔して盡く列侯の功を差ち、下竟まで録弟し、諸を宗廟に臧せしむ。副は有司に在り。

とあるように、「列侯の功を差」つたものであり、その多くが李氏が定義する「軍功受益階層」の成員であることから、高祖劉邦に従った功臣列侯の特別な地位を保証するものと考えられている⁽¹⁸⁾。このように先学諸氏は、高祖劉邦に従った功臣列侯に与えられた侯第（以下、楯身氏に従い、高祖功臣位次と称す）については、皇帝が彼らに与えた評価あるいはその政治的意義という側面から論じられてきた。筆者もこの見解に賛同するものであるが、以下、「はじめに」で述べたように、劉邦集團の成員の認識を追究するという本稿の問題意識と関連して、高祖功臣位次をやや異なる視点から扱ってみたい。

そこで、注目したいのが高祖功臣位次の制定に、劉邦集團の主要な成員の一人である陳平が関わっている点である。この点について、邊見統氏は『史記』卷五三蕭相國世家に、高祖劉邦が列侯の位次を決定した

ときのこととして、

列侯畢く己に封を受け、位次を奏するに及びて、皆曰はく、平陽侯曹參身ら七十劊を被り、城を攻め地を略し、功最も多し。宜しく第一とすべし。上己に功臣を焼めて、多く蕭何を封ずるも、位次に至りては未だ以て復た之を難ずること有らず。然れども心何の第一ならんことを欲す。關内侯鄂君進みて曰はく、羣臣の議皆誤れり。夫れ曹參野戰略地の功有りと雖も、此れ特だ一時の事なるのみ。……夫れ漢楚と相ひ滎陽に守ること數年、軍に見糧無きや、蕭何關中より轉漕し、食を給すること乏しからず。陛下數しば山東を亡ふと雖も、蕭何常に關中を全くし以て陛下を待つ。此れ萬世の功なり。今曹參等百數亡しと雖も、何ぞ漢に缺けん。漢之を得るも必ずしも待ちて以て全からず。奈何ぞ一旦の功を以て萬世の功に加へんと欲するや。蕭何は第一、曹參は之に次ぐ、と。高祖曰はく、善し、と。是において、乃ち蕭何に令して、賜ひて劊を帶び履にして殿に上り、朝に入りて趨らざらしむ。

とあるように、高祖劉邦が蕭何の位次を第一にしたかったが、功臣たちの意向に配慮する姿勢を見せていることを挙げ、功績の多寡により序列化する位次の決定は功臣たちにとって極めて繊細な問題であり、よつて高祖功臣位次の制定に際しても呂后の影響力が一定程度はたらいたものの、功臣たちが自ら決定することが重視されたと指摘されている⁽¹⁹⁾。

そもそも高祖劉邦は同書卷五六陳丞相世家に、陳平が楚から漢に亡命してきたときのこととして、

（陳）平遂に修武に至り漢に降り、魏無知に因りて漢王（高祖劉邦）に見えんことを求むるに、漢王召して入らしむ。是の時萬石君（石

奮漢王の中涓たり。平の調を受け、入りて平を見えしむ。平等七人俱に進み、食を賜ふ。……是において、漢王與に語りて之を説ぶ。問ひて曰はく、子の楚に居るに何の官ぞ、と。曰はく、都尉たり。是の日乃ち平を拜して都尉と為し、參乗と為して、軍を典護せしむ。諸將盡く謹しく曰はく、大王一日楚の亡卒を得て、未だ其の高下を知らずして、即ち與に同じく載り、反りて軍の長者を監護せしむ、と。漢王之を聞き、愈いよ益ます平を幸す。

と、劉邦集團の成員である諸將の反対を押し切つて陳平に「軍を典護」させたように、必要とあれば群臣の意志に反する処遇を与えることもあつた。さらに、前掲の蕭相國世家の前文に、位次の前に食邑の戸数を決定するときのこととして、

漢五(前二〇二)年、既に項羽を殺し、天下を定め、功を論じ封を行ふ。羣臣功を争ひ、歳餘にして功決せず。高祖蕭何の功の最も盛んなるを以て、封じて鄼侯と為し、食む所の邑多し。功臣皆曰はく、臣等身ら堅を被り銳を執り、多き者は百餘戰、少き者は數十合、城を攻め地を略すること、大小各おの差有り。今蕭何未だ嘗て汗馬の勞有らず、徒だ文墨を持して議論するのみにして、戦はざるに、顧反りて臣等の上に居るは、何ぞや、と。高帝曰はく、諸君獵を知るや、と。曰はく、之を知る、と。獵狗を知るや、と。曰はく、之を知る、と。高帝曰はく、夫れ獵に、追ひて獸兔を殺す者は狗なり。而して發蹤して獸の處を指示する者は人なり。今諸君徒だ能く走獸を得るのみ。功は狗なり。蕭何のごときに至りては、發蹤し指示す。功は人なり。且つ諸君獨り身を以て我に隨ひ、多き者も兩三人のみ。今蕭何宗數十人を擧げて皆我に隨ふ。功忘る

べからざるなり、と。羣臣皆敢へて言ふこと莫し。とあるように、蕭何を厚遇することに對して、群臣の異論を封じるに足る口実もあつたが、蕭何の位次決定において、それをしなかつたことをあわせ考えると、邊見氏の見解は賛同するに足るものであろう。

ただし、邊見氏は呂后政權における陳平の処世法から「陳平が呂后の意向を汲みとることによつて、呂氏集團にとつても都合のよい位次が作られた」とも述べ⁽²⁰⁾、呂后の意向が一定程度はたらいだことを推測している。それに対して、楯身氏は呂氏一族の呂嬰などには位次が与えられていないことから「位次確定に際して呂后の意志よりも優先されるべき原則が存在した」と述べていることを踏まえると⁽²¹⁾、呂后の意向の影響は最小限に留まつていると考えるべきであらう。

このように考えてくると、劉邦集團の主要な成員の一人である陳平が制定に関わつた高祖功臣位次は劉邦集團の成員がどのような功績を重視するのか、どのような人物を劉邦集團の成員と認識していたか、劉邦集團の成員たちの認識が強く反映されたものといえる。右の私見が当を得たものであるとすれば、高祖功臣位次は劉邦集團の成員間の内部構造を分析する上で重要な糸口となるであらう。

このような考えに基づき、次節以降、高祖功臣位次がどのような論理で序列化されているのか、具体的に分析していくこととする。

二 功臣表と高祖功臣位次

前掲した『漢書』功臣表の序文に、「復た丞相陳平に詔して盡く列侯の功を差ち、下竟まで録弟し、諸を宗廟に臧せしむ」とあるように、高

祖功臣位次は列侯を「功」によって序列化したものである。

佐藤達郎氏は先秦期の軍功褒賞制度について、睡虎地秦簡をもとに従軍の日数（勞）が具体的な軍功（功）に読み替えられて評価されることにより一律かつ自動的に爵位および官位を昇級させる制度が確立していたこと、それが戦国末より漢初の戦乱期において官僚の通常勤務の期間にまで敷衍され、漢代においては官僚の功次による昇進制度として形骸的に名残を留めていることを指摘されている⁽²²⁾。李開元氏はこの点に着目し、劉邦集団においても個人の年功が軍功の評価に加味されたとしている⁽²³⁾。また、楯身智志氏も劉邦集団の内部構造を分析するなかで、彼らは高祖劉邦に仕えた年数に基づき、爵位によって序列化されていたとする⁽²⁴⁾。これらの見解を踏まえると、高祖功臣位次の序列を分析する上では劉邦集団に加入した時期も重要になるであろう。

劉邦集団に加入した時期については『史記』・『漢書』の両功臣表の「侯功」の欄に明記されているものについてはそれに従う。さらに、李氏によると、滅秦以前及び関中地域では劉邦集団がある地域に到着したとき、その地の住民が劉邦集団に加わるのが一般的であり、本籍地での現地加入が多かった⁽²⁵⁾。よって、劉邦集団に加入した時期が明記されていないものでもその従起地・本籍地によりそれが確定できるものもある。

滅秦以前の劉邦集団の戦闘過程については陳力氏が『史記』・『漢書』の関連記事を詳細に考証されている⁽²⁶⁾。そこで、この氏の成果をもとにすると、両功臣表に見える従起地が、沛の者は秦二世元（前二〇九）年、胡陵・亢父・留・碭・薛・豊・宛胸・杠里・鬲桑の者は二世二（前二〇八）年、昌邑・陳留・高陽・岐・陽武・横陽の者は二世三（前二〇七）年にそれぞれ劉邦集団に加入したと確定できる。

また、功臣表の「侯功」の欄には「覇上に至る」・「秦を破る」・「漢に入る」・「三秦を定む」という記述が見えるが、「覇上に至る」・「秦を破る」は漢元（前二〇六）年十月の秦の滅亡、「漢に入る」は漢元年四月の漢中就国、「三秦を定む」は漢二（前二〇五）年に関中の制圧をほぼ完了した頃までを指すとされる⁽²⁷⁾。よって、これも劉邦集団に加入した時期を確定する指標の一つとなりうる。

以上の作業を通して、高祖功臣位次を与えられた劉邦集団の成員たちの劉邦集団に加入した時期がほぼ確定できた⁽²⁸⁾。それを踏まえて作成したのが次頁の「表一 高祖功臣列侯一覧表」である。功臣名・侯号は『史記』・『漢書』両列侯表の記載の一部に異同があるが、それについての考証は行わず、両方の記述を併記することにする。また、高祖功臣位次についても両列侯表において一部齟齬があるものもあるが、その点については楯身・邊見統両氏の検討にゆずり⁽²⁹⁾、ここでは便宜的に楯身氏の作成した一覧を利用し⁽³⁰⁾、下の表を作成した。

ただし、3張敖（功臣名・始封者の前のアラビア数字は高祖功臣位次を示す、以下同様）・7疵（底）・56紀通・60周成・66酈疥はそれぞれ張耳・奚涓・紀成（紀城）・周苛・酈食其の功により封侯されたと両功臣表に明記されている。よって、後者が劉邦集団に加入した時期・侯功により整理した。

それでは、次節ではこの表一に基づき、高祖功臣位次がどのような論理で序列化されているのか、またどのような人物がそこに加えられているのか、具体的に分析し、もって劉邦集団の内部構造について論じていくこととする。

表一 高祖功臣列侯一覽表

位次	功臣名	侯号	始封者	徙起地	加入時期	侯功			封侯年月	備考
						入漢	定諸侯	反亂鎮壓		
1	蕭何	鄴	蕭何	沛	二世元年	○	○		高祖六年正月	
2	曹參	平陽	曹參	沛	二世元年	○	○		高祖六年十二月	
3	張耳	官平	張敖	沛	漢二年	-	○		高祖九年四月	父張耳の功による封侯
4	周勃	絳	周勃	沛	二世元年	○	○		高祖六年正月	
5	樊噲	舞陽	樊噲	沛	二世元年	○	○	○	高祖六年正月	
6	酈商	曲周	酈商	岐	二世三年	○	○		高祖六年正月	
7	奚涓	魯	緝(底)	沛	二世元年	○	○		高祖六年中	「死事」した奚涓に代わり母を封侯
8	夏侯嬰	汝陰	夏侯嬰	沛	二世元年	○	○		高祖六年十二月	
9	灌嬰	穎陰	灌嬰	碭	二世二年	○	○		高祖六年正月	
10	傅寬	陽陵	傅寬	橫陽	二世三年	○	○		高祖六年十二月	
11	靳歙	信武	靳歙	宛胸	二世二年	○	○	○	高祖六年十二月	
12	王陵	安國	王陵	豐(南陽)	二世二年(漢元年)	?	○		高祖六年八月	
13	陳武	棘蒲	陳武	薛	二世元年	○	○		高祖六年三月	
14	王吸	清陽(清河)	王吸	豐	二世二年	○	○		高祖六年十二月	
15	薛歐	廣平	薛歐	豐	二世二年	○	○		高祖六年十二月	
16	周昌	汾陰	周昌	沛	二世元年	○	○		高祖六年正月	徙起地は『史記』卷96
17	丁復	陽都	丁復	鄆(薛)	滅秦以前	○	○		高祖六年正月	『史記』では趙將、『漢書』では越將
18	轟逢(轟達)	曲城(曲成)	轟逢(轟達)	碭	二世二年	○	○	○	高祖六年三月	
19	陳濞	博陽	陳濞	碭	二世二年	○	○		高祖六年十二月	
20	武備(武虎)	梁鄉	武備(武虎)		滅秦以前	○	○		高祖六年正月	
21	郭蒙	東武	郭蒙	薛	二世二年	○	○		高祖六年正月	
22	周緝	酈成(酈成)	周緝	沛	二世元年	○	○		高祖六年八月	
23	朱軫	都昌	朱軫	沛	二世元年		○		高祖六年三月	
24	元頃(爰類)	厭次	元頃(爰類)	留	二世元年	○	○		高祖六年中	
25	董濞	成	董濞		滅秦以前	○	○		高祖六年正月	
26	尹恢	故城(城父)	尹恢		入漢以前	○	○		高祖六年中	
27	郭亭	阿陵(河陵)	郭亭	單父	二世元年	○	○		高祖六年七月	
28	召歐	廣	召歐	豐	二世二年	○	○		高祖六年十二月	
29	陳涓	河陽	陳涓	碭	二世元年	○	○		高祖六年三月	
30	孔聚(孔聚)	蓼	孔聚(孔聚)	碭	二世元年	○	○		高祖六年正月	
31	陳賀	費	陳賀	碭	二世元年	○	○		高祖六年正月	
32	沛嘉(工師嘉)	平	沛嘉(工師嘉)		滅秦以前	○	○		高祖六年六月	
33	莊不識(嚴不職)	武彊	莊不識(嚴不職)		滅秦以前	○	○	○	高祖六年三月	
34	周奮	隆慮	周奮	碭	二世二年	○	○		高祖六年正月	
35	戴野	臺	戴野	碭	二世二年	○	○	○	高祖六年八月	
36	呂(傅胡喜)	貫	呂(傅胡喜)		滅秦以前	○	○		高祖六年三月	越戸將
37	搖毋餘	海陽	搖毋餘		滅秦以前	○	○		高祖六年三月	越隊將
38	劉剗(劉剗)	東茅	劉剗(劉剗)	碭	二世二年	○	○	○	高祖六年八月	
39	戎賜	柳丘	戎賜	薛	二世二年	○	○		高祖六年六月	
40	唐厲	斥丘	唐厲	豐	二世二年	○	○	○	高祖六年八月	
41	丙倩(丙倩)	高苑(高苑)	丙倩(丙倩)		入漢以前	○	○		高祖六年七月	
42	丁禮	樂成	丁禮	碭	二世二年	○	○		高祖六年八月	
43	丁義	登曲	丁義	留	二世二年	○	○		高祖六年七月	
44	周定(周止)	魏其	周定(周止)	沛	二世元年	○	○		高祖六年六月	
45	單甯(單究)	昌武	單甯(單究)		入漢以前	○	○		高祖六年七月	
46	華無害(華毋害)	絳陽(終陵)	華無害(華毋害)	留	二世二年	○	○	○	高祖六年七月	越將
47	陳平	曲瀆	陳平	修武	漢二年	-	○		高祖六年十二月	故楚都尉
48	張敖	蘭(蘭)	張敖	單父	二世元年	×	○	○	高祖十二年六月	「前元年徙起單父、不入關」(『史記』功臣表)
49	陳胥	復陽	陳胥	薛	二世二年	○	○		高祖七年十月	
50	陳遼	猗氏	陳遼	豐	二世二年	○	○		高祖八年三月	
51	繒賀	祁	繒賀	晉陽	漢三年	-	○		高祖六年六月	
52	朱濞	鄆陵(鄆陵)	朱濞	豐	二世二年	○	○	○	高祖十二年	
53	周聚	博陽	周聚	豐	二世二年	○	○	○	高祖十二年十月	
54	齊受	平定	齊受	留	二世二年	○	○		呂后元年四月	
55	閻澤赤	故市(敬市)	閻澤赤		入漢以前	○	○		高祖六年四月	
56	紀成(紀城)	襄平	紀通		滅秦以前	○	○		高祖八年後九月	父紀成(紀城)の功による封侯
57	雍齒(雍齒)	汁方(汁防)	雍齒(雍齒)		二世三年		○		高祖六年三月	趙將
58	許溫(許盞)	柏至	許溫(許盞)	昌邑	二世三年	○	○		高祖七年十月	
59	審食其	辟陽	審食其	沛	二世元年	×			高祖六年八月	「侍呂后・孝惠沛二歳十月」(『史記』功臣表)

位次	功臣名	侯号	始封者	從起地	加入時期	侯功			封侯年月	備考
						入漢	定諸侯 擊項羽	反乱 鎮圧		
60	周苛	高京 (高景)	周成		滅秦以前	○	○		高祖九年四月	父周苛の功による封侯
61	譚千秋 (鄧秋)	安平	譚千秋 (鄧秋)		漢三年	-	○		高祖六年八月	
62	張良	留	張良	下邳	二世二年	×	○		高祖六年正月	
63	章虎	南安	章虎	晉陽	漢三年	-		○	高祖六年三月	河南將軍
64	執 (林擊)	平棘	執 (林擊)	亢父	二世二年		○		高祖七年中	
65	張倉 (張蒼)	北平	張倉 (張蒼)	陽武	二世三年	○	○		高祖六年八月	
66	酈食其	高梁	酈疥	高陽	二世三年	○	○		高祖十二年三月	父酈食其の功による封侯、從起地は『史記』卷97
67	張說	安丘	張說	方輿	入漢以前	○	○	○	高祖八年七月	
68	蔡重	肥如	蔡重		漢三年	-	○		高祖六年三月	魏太僕
69	華蒼	朝陽	華蒼	薛	二世二年	○	○	○	高祖七年三月	
70	秦同	彭	秦同	薛	二世二年	○	○	○	高祖八年三月	
71	空中 (室中同)	清	空中 (室中同)		入漢以前	○	○	○	高祖八年三月	
72	留勝 (留盼)	彊	留勝 (留盼)		入漢以前	○	○	○	高祖八年三月	
73	呂臣	寧陵 (甯陵)	呂臣	陳留 (留)	滅秦以前	○	○	○	高祖十一年二月	
74	高邑 (高色)	祝阿	高邑 (高色)	鬪桑	二世二年	○	○	○	高祖十一年正月	
75	赤 (革朱)	煮棗	赤 (革朱)	豐 (薛)	二世二年	○	○		高祖十二年六月	越連敖
76	陽成延 (陽城延)	梧	陽成延 (陽城延)	郊	入漢以前	○			呂后元年四月	
77	孫赤	堂陽	孫赤	沛	二世元年	○	○	○	高祖十一年正月	
78	魏遼 (魏遼)	甯	魏遼 (魏遼)	碭	二世二年	○		○	高祖八年四月	
79	毛澤 (毛釋之)	張	毛澤 (毛釋之)	豐	二世二年	○	○		高祖十二年六月	
80	陳倉	紀 (紀信)	陳倉	豐	二世二年	○	○	○	高祖十二年六月	
81	杜得臣	棘陽	杜得臣	湖陵 (湖陵)	二世元年	○	○		高祖七年七月	
82	陳夫乞	高胡	陳夫乞	杠里	二世二年	○	○	○	高祖六年中	
83	?(其石)	陽河	?(其石)		入漢以前	○	○		高祖七年十月	『史記索隱』では下訃
84	陳署	龍 (龍陽)	陳署	霸上	漢元年	-	○		高祖八年後九月	
85	冷耳 (冷耳)	下相	冷耳 (冷耳)	沛	二世元年	○	○	○	高祖十二年十月	
86	陳嬰	堂邑	陳嬰		漢五年	-	-		高祖六年十二月	楚柱国
87	呂清 (呂青)	新陽 (陽信)	呂清 (呂青)		漢五年	-	-		高祖六年正月	楚左令尹
88	劉澤	營陵	劉澤		漢三年	-	○	○	高祖十一年	劉氏一族
89	任敖	廣阿	任敖	沛	二世元年	-	○	○	高祖十一年二月	
90	季必	戚	季必	櫟陽	漢二年	-	○	○	高祖十二年十二月	
91	温疥	梅	温疥		漢四年	-	○	○	高祖八年十月	燕(臧荼)將軍
92	王周 (王處人)	高陵	王周 (王處人)	廢丘	漢元年	-	○	○	高祖十二年十二月	
93	衛胠	武原	衛胠		高祖七年	-		○	高祖八年十二月	梁(彭越)將軍
94	楊武	吳房	楊武	下邳	漢元年	-	○		高祖八年三月	
95	張瞻 (張瞻師)	繁(平)	張瞻 (張瞻師)		漢三年 (漢五年)	-	○		高祖九年十一月	趙(趙歇)騎將
96	靳彊	汾陽	靳彊	陽夏 (樸陽)	二世二年 (二三三年)		○		高祖十一年二月	
97	程璜	磨(歷)	程璜	盧奴	漢三年	-	○	○	高祖八年七月	趙(張耳)衛將軍
98	趙將夜 (趙將夕)	深澤	趙將夜 (趙將夕)		漢三年	-	○	○	高祖八年十月	趙(趙歇)將
99	許縱	宋子	許縱		漢三年	-	○		高祖八年十二月	趙(趙歇)右林將
100	馮解敢 (馮解散)	閼氏	馮解敢 (馮解散)		漢三年	-		○	高祖八年六月	代(陳余)太尉
101	呂馬童	中水	呂馬童	好畤	漢元年	-	○		高祖七年正月	
102	王贍 (王翳)	杜衍	王贍 (王翳)	下邳	漢三年 (漢二年)	-	○		高祖七年正月	
103	楊喜	赤泉	楊喜	杜	漢二年	-	○		高祖七年正月	
104	呂勝 (呂騰)	涅陽	呂勝 (呂騰)		漢二年 (漢三年)	-	○		高祖七年中	
105	馮谿	殺陵 (殺陽)	馮谿	柘	二世二年		○	○	高祖十二年正月	
106	王竟 (王競)	甘泉	王竟 (王競)	高陵	漢元年	-	○		高祖十二年六月	
107	趙衍	須昌	趙衍	漢中	漢元年	-	○	○	高祖十一年二月	
108	杜恬	長脩	杜恬		漢二年	-	○		高祖十一年正月	
109	盧卿 (旅卿)	昌	盧卿 (旅卿)	無鹽	漢四年	-	○	○	高祖八年六月	齊(田広)將
110	意 (奚意)	成陽	意 (奚意)	陽武	漢二年	-	○	○	高祖十二年正月	魏郎(魏豹-彭越) / 劉到と位次の重複
111	劉到	平都	劉到		漢三年	-	○		惠帝五年六月	齊(田広)將 / 意(奚意)と位次の重複
111	昭涉 趙尾	平州	昭涉 趙尾		漢四年	-	○	○	高祖十一年八月	燕(臧荼)相

位次	功臣名	侯号	始封者	従起地	加入時期	侯功			封侯年月	備考
						入漢	定諸侯	反乱鎮圧		
112	許儁 (許儁)	壯(嚴)	許儁 (許儁)	臨濟	漢三年 (漢二年)	-	○	○	高祖十二年正月	楚將
113	黃極中 (黃極忠)	郢	黃極中 (黃極忠)		漢五年?	-		○	高祖十二年十月	臨江將
114	盧龍師 (旅龍師)	共	盧龍師 (旅龍師)	臨淄	漢四年	-	○	○	高祖八年六月	齊(田広)將
115	陶舍	開封	陶舍		漢五年	-		○	高祖十一年十二月	
116	戚鯁	臨縣	戚鯁						高祖十一年二月	
117	公孫耳 (公孫昔)	禾成	公孫耳 (公孫昔)		漢五年	-		○	高祖十一年正月	
118	張相如	東陽	張相如		高祖六年	-		○	高祖十一年十二月	
119	靈常	陽義 (陽羨)	靈常		漢五年	-	○	○	高祖十二年十月	楚令尹
120	利倉 (朱蒼)	軹	利倉 (朱蒼)			-			惠帝二年四月	長沙相
121	劉它	平皋	劉它		高祖六年	-	-		高祖七年十月	項氏一族
122	宣義	七罕	宣義		高祖六年			○	高祖十一年二月	
123	公上不害	汲	公上不害		高祖六年			○	高祖十一年二月	
124	陳錯 (陳錯)	彙	陳錯 (陳錯)		高祖七年			○	高祖八年十二月	
125	單父聖 (單右車)	中牟	單父聖 (單右車)	沛	二世元年	○		○	高祖十二年十月	
126	彭祖 (祕彭祖)	戚	彭祖 (祕彭祖)	沛	二世元年	×		○	高祖十一年三月	『史記索隱』では秋彭祖
127	劉廣	德	劉廣			-	-		高祖十二年十一月	呉王濞の弟
128	劉郢客	上邳	劉郢客			-	-		呂后二年五月	楚元王の子／『史記』位次欠
129	劉章	朱虛	劉章			-	-		呂后二年五月	齊悼惠王子／『史記』位次欠
130	翟敖	衍	翟敖		漢二年	-	○		高祖十一年七月	
131	樂説 (樂説)	慎陽	樂説 (樂説)		高祖十一年	-	-	○	高祖十一年十二月	淮陰侯韓信舍人
132	賈赫	期思	賈赫		高祖十一年	-	-	○	高祖十二年十二月	淮南王英布中大夫
133	吳淺	便	吳淺			-	-		惠帝元年九月	長沙王呉芮子／『史記』位次欠
134	吳程 (吳程)	義陵	吳程 (吳程)			-	-		高祖九年九月	長沙柱國
135	劉襄	桃	劉襄	定陶	漢二年	-		○	高祖十二年三月	項氏一族
136	吳陽	沅陵	吳陽			-	-		呂后元年十一月	長沙王呉臣子
137	須毋 (須無)	陸梁 (陸量)	須毋 (須無)			-	-		高祖九年三月	「受令長沙王」(『史記』功臣表)

- 『史記』・『漢書』の両功臣表で「功臣名」・「侯号」・「始封者」・「従起地」・「加入時期」に関する記載が異なる場合は括弧内に『漢書』の記載を記し、併記した。
- 「加入時期」について、「侯功」の記載と劉邦集団が従起地に到達した時期が齟齬している場合は、「侯功」の記載に従った。
- 「加入時期」の表記は二世皇帝の治世は「二世〇年」、漢五年までは「漢〇年」、高祖劉邦の皇帝即位以降は「高祖〇年」と統一した。
- 「侯功」について、劉邦集団に加入前の場合は「-」、侯功・列伝の記載などにより確実に参加していないとわかる場合は「×」、記載に齟齬があり判断できない場合は「？」を記載し、明記されていない場合は空欄にした。

三 高祖功臣位次からみた劉邦集團の内部構造

第一節でも述べたように、高祖功臣位次には呂后の意向及び当時の政治状況が多少なりとも影響したことは先学諸氏により述べられているところである⁽³¹⁾。

まず、『漢書』功臣表宣平武侯張敖の條に附された顔師古注に、

張耳及び敖並びに大功無きが為に、蓋し魯元の故を以て、呂后曲げて之を升すなり。

とあるように、3張敖が高祖功臣位次において第三位と高く位置づけられた理由は呂后の娘魯元公主を尚しているために意図的に引き立てたものと考えられている⁽³²⁾。また、120利倉（朱蒼・133呉浅・134呉程（呉郢）・136呉陽について、楯身氏は南越への対策として長沙呉氏との關係が重視されたため、劉氏の諸侯王の子弟である127劉広・128劉郢客・129劉章は呂后が「白馬之盟」に背いて自身の一族を諸侯王に封じたことに対する反発を防ぐための懐柔策であったとそれぞれ指摘している⁽³³⁾。以上の議論をあわせ考えると、上に挙げた者は劉邦集團の成員の認識とは別の次元でその位次が決定されたことになる。よって、第一節で述べた問題意識からすると、彼らはひとまず除外して考えたほうがよいであろう。

以上の前提に基づき分析すると、劉邦集團の成員の加入時期と高祖功臣位次の高下には一定の相關關係があることが窺われる。すなわち、85冷耳（冷耳）まで八五名中七〇名が侯功あるいは列伝の記事より確実に高祖劉邦の漢中就国に従ったと判明するのに対して、86陳嬰以下では漢中就国に従ったことが判明する成員は五二名中一名のみである。

さらに、『史記』功臣表武原侯衛胙の條に、93衛胙の侯功について、

漢七（前二〇〇）年、梁の將軍を以て初めて従ひて韓信・陳豨・黥布を撃つ功もて、侯たり。二千八百戸、功は高陵に比す。

と、三秦平定の過程で高祖劉邦に従軍した高陵侯（92王周（王虞人））に比されていることから、楯身氏は異姓諸侯王討伐の過程で功績を挙げた者も高祖劉邦に従軍した経験によって等し並みに評価されたと述べている⁽³⁴⁾。氏のこの見解は高祖劉邦の皇帝即位までに挙げた功績のみによって「軍功受益階層」を類別化する李開元氏の見解に対して⁽³⁵⁾、高祖功臣位次の分析にとつてより整合的な見解として筆者も基本的に賛同するものである。ただし、楯身氏も惠帝が即位する際に郎官をはじめとする皇帝近従官に賜爵した詔において在官期間によってその優遇の程度が区別されていることから「楚漢抗爭期より劉邦に仕えていた者を優遇しようとする意識を窺うことができる」と述べられているように⁽³⁶⁾、高祖功臣位次においてもやはり高祖劉邦の皇帝即位を境としてその功績の評価には一定程度差がつけられているように見える。すなわち、高祖功臣位次を与えられた功臣のうち、劉邦集團に加入した時期が高祖劉邦の皇帝即位以降の者、かつ侯功に異姓諸侯王の討伐以降の功績しか記されていない者は八名しかみえず（93衛胙・118張相如・121劉它・122宣義・123公上害・124陳錯・131樂説・132賁赫）、しかも93衛胙を除いていずれも侯第一一八位以下の下位に位置づけられているのである。

李氏は劉邦集團の發展に依じて、①群盜集團期（秦始皇三五（前二二二）年～二世元（前二〇九）年）、②楚国郡県期（二世皇帝元年（前二〇三）（前二〇七）年）、③漢王国期（漢元（前二〇六）年～同四（前二〇三）年）、④漢帝国期（漢五（前二〇二）年～）に区分されているが⁽³⁷⁾、以上の分析結果が妥当なものとすれば、②と③、③と④の画期

が劉邦集團の内部構造に大きく影響を与えていることになる。すなわち、その功はおおまかに「入漢」に従った者―諸侯・楚及びその与国である臨江国の平定に関わった者―異姓諸侯王の平定に関わった者の順に位置づけられていることになる。

特に、「入漢に従った者に対しては、『史記』卷十孝文本紀文帝前元(前一七九)年の條に、文帝が即位してまもなく出された詔として、

上(文帝)曰はく、列侯高帝に従ひて蜀・漢中に入る者六十八人皆益し封ずること各おの三百戸、故の吏二千石以上の高帝に従ふ類川守尊等十人は食邑六百戸、淮陽守申徒嘉等十人は五百戸、衛尉定等十人は四百戸。

とあるように、文帝期においても優遇措置が講じられていることから、彼らが特別な位置を占めていたことは明らかである⁽³⁸⁾。また、③と④の画期については李氏をはじめとした先学諸氏により「高帝五年詔」と関連して論じられている⁽³⁹⁾。

では、このような功の評価はどのような論理により差がつけられているのであろうか。この問題について考える際、劉邦集團の展開において高祖劉邦の漢中就国と「高帝五年詔」の発布の際に共通する事態が発生している点に着目される。

まず、『史記』卷八高祖本紀漢元(前二〇一)年四月の條に、高祖劉邦が漢王として漢中に就国したときのこととして、

四月、兵戲下を罷め、諸侯各おの國に就く。漢王國に之く。項王卒三萬人をして従はしむ。楚と諸侯の慕ひて従ふ者數萬人、杜より南のかた蝕中に入る。

とある。『漢書』卷一上高帝紀では「楚子・諸侯の人の慕ひて従ふ者數

萬人」となっているが、この「楚子・諸侯の人」について、文類は「楚子は、猶ほ楚人を言ふがごときなり。諸侯の人は、猶ほ諸侯國の人のごとし」と注を付している。すなわち、この「楚子・諸侯の人」は李氏が指摘するように、滅秦の目的を果たして解散した反秦連合軍のなかから高祖劉邦を「慕つて従」つた楚及び各諸侯国出身者を指している⁽⁴⁰⁾。

一方、『史記』卷八高祖本紀漢五(前二〇二)年の條所載の「高帝五年詔」には、

五月、兵皆罷めて家に歸る。諸侯の子の關中に在る者、之を復すること十二歳、其の歸る者、之を復すること六歳、之を食ましむこと一歳。

とあり、ここでは「諸侯の子の關中に在る者」は「其の歸る者」に比べるとより優遇されている。この「諸侯の子」が上述した「諸侯の人」と同じく諸侯王国の人を指すことは李氏をはじめとする先学諸氏の見解の一致するところであるが⁽⁴¹⁾、李氏が「高帝五年詔」に見える彼らを各

諸侯国に本籍を残しながら高祖劉邦の漢中就国に従い、楚漢戦争に従軍した者とする点については異論が唱えられている⁽⁴²⁾。例えば、楯身氏は「諸侯の子」を楚及びその与国である臨江国の平定に参加した黥布の率いる淮南軍・越軍、彭越の率いる梁軍など漢以外の諸侯に所属する將兵とし、多国籍連合軍が解散するにあたり、彼ら「諸侯の子」に対して、「関中」に留まるか否かの判断を迫り、味方に引き入れようとしたとする⁽⁴³⁾。近年、指摘されているように、漢初において諸侯国は漢中央朝廷に対して「外」と規定され、區別されていたことを考えると⁽⁴⁴⁾、この楯身氏の「諸侯の子」に関する見解には従うべきであろう。このように考えてみると、「諸侯の子の關中に在る者」は関中に定住することに

よつて、高祖劉邦に直屬することを受け入れた者だといえる。⁽⁴⁵⁾

このように考えてくると、高祖劉邦の漢中就国及び「高帝五年詔」が発布された時点において、前者は滅秦、後者は楚の平定という目的を達成し、連合軍が解散される時点で従軍者は劉邦集団に加わるかどうか選択したことになる。これは裏をかえせば、拡大を続ける劉邦集団が一定の到達点を迎え、それによつて、その範囲が確定される一つの節目となったといえる。とすれば、上述した内部構造はその節目が反映されたものと考えられるであろう。

実際に、『史記』功臣表 蒯侯張平の條に、48張平の侯功について、

中涓を以て前元年（二世元〔前二〇九〕年）従ひて單父に起ち、關に入らず、（項）籍・（黥）布・燕王（盧）綰を撃つを以て、南陽を得、侯たり。二千七百戸。

とあるように、侯功に「關に入らず」と記載されている。このことからその選択が侯第の決定の際に影響したと考えられる。このように考えると、②楚国郡県期から高祖劉邦に従っていたが「關に入らず」、よつて漢中就国にも従わず項羽を撃つのに従った張平が、同じく高祖劉邦が関中を平定した後に劉邦集団に加わった47陳平のすぐ下位、第四八位という侯策を与えられていることは無理なく説明できるであろう。

以上のように、劉邦集団の成員は、おおまかに「入漢」に従った者―諸侯・楚及びその与国である臨江国の平定に関わった者―異姓諸侯王の平定に関わった者という序列に従つて、高祖功臣位次が与えられていたが、その序列には高祖劉邦の漢中就国及び楚漢戦争終了時においてそれぞれ自発的に高祖劉邦に直屬することを選択したことが反映されていると考えられるのである。

結びにかえて

本稿では、高祖功臣位次の序列について、劉邦集団への加入時期・功臣表に記された侯功との関係から分析した。その結果、高祖功臣位次の序列と劉邦集団への加入時期とは一定程度の相関関係が見られた。

すなわち、劉邦集団はおおまかに「入漢」に従った者―諸侯・楚及びその与国である臨江国の平定に関わった者―異姓諸侯王の平定に関わった者の順に序列化されていた。この序列には高祖劉邦の漢中就国及び楚漢戦争の終結により、拡大を続ける劉邦集団が一定の到達点を迎え、それによつて、その範囲が確定される一つの節目となったことが反映されている。すなわち、高祖劉邦の漢中就国においては漢王に「慕ひて従ふ者」、楚漢戦争終了時には「高帝五年詔」に見える「諸侯の子の關中に在る者」がその時点で自発的に高祖劉邦に直屬することを受け入れた者として、それぞれ格差をつけて処遇されたと考えられるのである。

以上、筆者が先学諸氏の驥尾に付し、本稿で明らかにした成果は、屋上に屋を重ねるようなもののようにも思われるかもしれない。それにもかかわらず、あえて上に論じてきたのは、第二節で述べたように、高祖功臣位次を劉邦集団の成員がどのような功を重視するのか、どのような人物を劉邦集団の成員として認めるか、劉邦集団の成員たちの認識が強く反映されたものと捉え直すことにより、上述した成果は大きな示唆を与えるものとなると考えたためである。最後に、この点について述べて、結びにかえることとしたい。

前掲表一を見ると、高祖功臣位次を与えられた者たちのなかには、項

羽が死んだ漢五（前二〇二）年以降、高祖劉邦に属した、項羽配下の者も複数見られる。すなわち、『史記』功臣表堂邑侯陳嬰の條に、86陳嬰の侯功について、

自ら東陽を定むるを以て、將と為り、項梁に屬し、楚の柱國と為る。

四歳にして、項羽死するや、漢に屬し、豫章・浙江の浙に都して自立して王と為りし壯息を定めて、侯たり。千八百戸。復た楚の元王に相たること十一年。

とあり、同表新陽侯呂清の條には、87呂清（呂青）の侯功について、漢五（前二〇二）年を以て左令尹を用つて初めて従ひ、功堂邑侯に比す。千戸。

とあり、同表平皋侯劉它の條に、¹²¹劉它の侯功について、

項它、漢六（前二〇二）年碭郡長を以て初めて従ひ、姓を賜はりて劉氏と為る。功戴侯彭祖に比す。五百八十戸。

とある。藤田勝久氏は『漢書』卷一下高帝紀に、漢五（前二〇二）年に、項羽を破つた高祖劉邦が諸侯王を封建したときのこととして、

令を下して曰はく、楚地已に定まり、義帝後亡し。楚の眾を存恤せんと欲し、以て其の主を定む。齊王（韓）信楚の風俗に習へば、更めて立ちて楚王と為し、淮北に王たり、下邳に都せしむ。

と、韓信を楚王に任命した理由として「楚の風俗に習」つていたことが挙げられていることから、漢の「楚の風俗」に配慮する統治がうかがえる。また、吉開將人氏は項羽死後の江南地域における抵抗の激しさを述べ、これらの措置をその戦後処理として捉えられている⁽⁴⁷⁾。86陳嬰・87呂清（呂青）、¹²¹劉它是それぞれ高祖六（前二〇一年、高祖七（前二〇〇）年と比較的早く列侯に封じられているが、

藤田氏が指摘する漢の配慮及び当時の楚地の統治の難しさをあわせ考えると、松島隆真氏が指摘されるように、楚地を安定させるために、彼らを懐柔し、取り込まなければならなかった高祖劉邦の政治的な配慮がはたらいたとも考えられる⁽⁴⁸⁾。

ただし、前掲『史記』功臣表堂邑侯陳嬰の條に、「復た楚の元王に相たること十一年」とあるように、86陳嬰が楚相であったのは高祖六年に劉交が楚王に任じられた後、十一年間の恵帝五（前一九〇）年頃までであった。さらに、同書卷一九惠景間侯者年表滕侯呂更始の條には、呂后四（前一八四）年四月に滕侯に封じられた呂更始について、

舍人・郎中を以て、十二歳、都尉を以て霸上に屯田す。楚相を用つて侯たり。

とあるように、呂后四年にはすでに呂氏一族の呂更始が楚相となつている。このことからすると、高祖功臣位次が制定された呂后二年の段階にあつてはすでに楚地は安定し、項羽の遺臣たちの協力によらずとも治まらうようになっていたと考えられる⁽⁴⁹⁾。

そもそも項羽は漢が天下の覇権を握るうえで最大の対敵であつた。それにもかかわらず、その死後、大勢が決した後に漢に寝返つた彼の遺臣たちにまで劉邦集団の特権的な地位を保証する高祖功臣位次が与えられたのは何故であろうか。上述したように、それが呂后の意向よりというよりも劉邦集団の成員たちの認識を反映していると考えられるならば、劉邦集団の成員たちが彼らを自分たちとともに「天下を共にする」体制を支える担い手に加えるに値すると認めたからだと考えられるであろう。

阿部幸信氏は「天下の安定」という目的が「各構成員の間に共有されてい（る建前になつてい）たからこそ、『功』の相対評価が可能であつた」

と指摘し、さらに、『史記』卷五五 留侯世家に、高祖六(前二〇一)年に高祖劉邦が大功臣二十余人を列侯に封じた後のこととして、

上 雒陽の南宮に在り、復道より諸將を望見するに往往相ひ與に沙中に坐して語る。……上曰はく、天下屬たま安定す。何の故に反するかと。

と。留侯(張良)曰はく、陛下布衣より起り、此の屬を以て天下を取る。今陛下天子と為り、封ずる所皆蕭・曹・故人の親愛する所にして、誅する所の者は皆生平の仇怨する所なり。今軍吏功を計るに、天下を以て徧ねく封ずるに足らずとす。此の屬陛下の盡く封ずる能はざらんと畏れ、又平生の過失を疑はれ誅に及ばんことを恐る。故に即ち相ひ聚まりて謀反するのみ。上乃ち憂へて曰はく、之を為すこと奈何せん、と。留侯曰はく、上の平生憎む所にして、羣臣の共に知る所、誰か最も甚しき者ぞ、と。上曰はく、雍齒 我と故あり。數しば嘗て我を窘辱す。我之を殺さんと欲するも、其の功多きが為に、故に忍びず。留侯曰はく、今急に先づ雍齒を封じ以て羣臣に示せ。羣臣雍齒の封ぜらるるを見れば、則ち人人自ら堅からん。是において、上乃ち置酒し、雍齒を封じて仕方侯と為し、急に丞相・御史を趣し功を定めて封を行ふ。羣臣酒を罷め、皆喜びて曰はく、雍齒すら尚ほ侯たり。我が屬患無からん、と。

とあることから、「親愛」よりも「功」を優先してみせることにより謀反の危機が回避されたと述べている⁽⁹⁾。これを敷衍すると、「天下を共にする」体制の維持のためには「親愛」よりも「功」が優先されたことになろう。

第一節で挙げた『漢書』功臣表の序文にあるように、「列侯の功を差」つことよって、高祖功臣位次は与えられた。先述したように、高祖功

臣位次を与えられた項羽の遺臣たちは、劉邦集團の成員によつて「天下を共にする」体制を支える担い手に加えるに値すると認められたことになるが、このことと阿部氏の見解とあわせ考えると、劉邦集團の成員にとつてその外部の者を内部に組み込んでいく際の尺度として「功」は重要な役割を果たしたといえる。

かつて西嶋定生氏は任侠的秩序を劉邦集團の結合原理とする増淵龍夫氏の見解に対して、

この任侠的秩序は増淵氏が説かれているごとく、これに基く集團結合の性格がつねに求心的であることによつて、集團外に対して激しく隔離作用を推進せしめるものである。つまりこのような集團は他から自己を隔離することが強いほど、集團自体の構造は強化されるのである。このような性向をもつ集團がもし当時の一般的社会秩序として普遍化するものとすれば、それは結果的にはそれぞれ隔離された無数の小集團が社会的に散在することになり、いわば一種のアナーキーの体制を想定せざるをえないであろう。

と疑義を呈された⁽¹⁰⁾。確かに、高祖功臣位次に見られる劉邦集團の成長過程と相関性の強い内部構造には強い求心性とそれと表裏一体の排他性が窺われる。しかし、一方で、その「功」を認めれば、その外部の者を「天下を共にする」体制の担い手としてその外延に加えていく開放性も窺われることになる。特に、高祖劉邦死後の劉邦集團においては、このような排他性と開放性、両者の相互作用がどのように展開したかという点を追究していく必要があると考えられるが、この点については後考に期したい。

註

- (1) 西嶋定生「中国古代帝国形成の一考察——漢の高祖とその功臣——」〔『中国古代国家と東アジア世界』(東京大学出版会、一九八三年)所収、初出は一九四九年)、増淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」〔『新版中国古代の社会と国家』(岩波書店、一九九六年)所収、初出は一九五一年)、守屋美都雄「漢の高祖集団の性格について」〔『中国古代の家族と国家』(東洋史研究会、一九六八年)所収、初出は一九五二年)等、参照。
- (2) 李開元「漢帝国の成立と劉邦集団」(汲古書院、二〇〇〇年)、参照。
- (3) 李開元「劉邦集団の地域構成」(註(2) 李氏前掲書所収、初出は一九九八年) 一九九頁、参照。
- (4) 李開元「漢初軍功受益階層の興衰と支配階層の変動」、同「漢初軍功受益階層と漢代政治」(ともに註(2) 李氏前掲書所収、初出はそれぞれ一九九四年、一九九九年)等、参照。
- (5) 榑身智志「功臣層の形成——劉邦集団の内部構造と『諸侯子・宦皇帝者』——」、同「高祖功臣位次考」(ともに『前漢国家構造の研究』(早稲田大学出版部、二〇一六年)所収、初出はそれぞれ二〇〇八年、二〇〇九年)、参照。
- (6) 榑身智志「官吏登用制度の変遷と『官爵』の形成」(註(5) 榑身氏前掲書、初出は二〇〇八年)、参照。
- (7) 例えば、郭茵「呂太后期の権力構造・前漢初期「諸呂の乱」を手がかりに」(九州大学出版会、二〇一四年)、松島隆真「漢帝国の成立」(京都大学学術出版会、二〇一八年)等、参照。
- (8) 註(4) 李氏前掲論文(『漢初軍功受益階層の興衰と支配階層の変動』) 六七頁、参照。
- (9) 註(5) 榑身氏前掲書九頁、参照。
- (10) 註(5) 榑身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、参照。
- (11) 阿部幸信「漢朝の『統治階級』について——前漢期における変遷を中心に——」〔中央大学文学部紀要』第二七二号、二〇一八年) 七〇頁、参照。なお、同論文の中国語版として、阿部幸信(王安泰訳)「論漢朝の『統治階級』——以西漢時期的変遷を中心——」〔『臺大東亜文化研究』創刊号、二〇一三年)が公刊されている。
- (12) 李開元「前漢政権の樹立と劉邦集団」(註(2) 李氏前掲書所収、初出は一九九八年) 一五九頁、参照。
- (13) 榑身智志「郡国制」の形成と展開」(註(5) 榑身氏前掲書所収、初出は二〇一〇年)、参照。
- (14) 阿部幸信「漢初『郡国制』再考」〔『日本秦漢史学会会報』第九号、二〇〇八年)、註(11) 阿部氏前掲論文、拙稿「前漢前半期における清静政治の一背景——官僚機構の構造を中心として——」〔九州大学東洋史論集』第四二号、二〇一四年)等、参照。
- (15) 増淵龍夫「漢代における国家秩序の構造と官僚」(註(1) 増淵氏前掲書所収、初出は一九五二年)、参照。
- (16) 拙稿「前漢前半期、劉邦集団における人格的結合の形成」〔『鹿大史学』第六四・六五号、二〇一八年)、参照。
- (17) 註(3) 李氏前掲論文二〇〇頁註(5)、参照。
- (18) 註(5) 榑身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、松島隆真「漢王朝の成立——高祖劉邦と功臣たちの軌跡——」(註(7) 松島氏前掲書所収、初出は二〇〇九年)、邊見統「高祖系列侯位次の政治的意義——位次の制定と改定を中心に——」〔『史学雑誌』第一二三編第七号、二〇一四年)等、参照。
- (19) 註(18) 邊見氏前掲論文、参照。
- (20) 註(18) 邊見氏前掲論文五六頁、参照。
- (21) 註(5) 榑身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」) 一八〇頁、参照。
- (22) 佐藤達郎「功次による昇進制度の形成」〔『東洋史研究』第五八巻第四号、二〇〇七年)、参照。

(23) 註(3) 李氏前掲論文、参照。なお、李氏は同論文二〇〇頁註(5)において、「高帝功臣たちの従起時期は、功勞を計算するための極めて重要な根拠」であり、「別稿で論ずるつもり」であると述べるが、管見の及ぶ限りでは該当する論考を見つけることができなかった。

(24) 註(5) 楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、参照。

(25) 註(3) 李氏前掲論文、参照。

(26) 陳力「前漢王朝建立時における劉邦集團の戦闘経過について(上)——劉邦集團内部の政治的派閥の形成を中心に——」(『阪南論集(人文・自然科学編)』第四七卷第二号、二〇一二年)、参照。

(27) 註(5) 楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、註(18) 松島氏前掲論文等、参照。

(28) 12王陵について、『史記』功臣表安国侯王陵の條には、「客を以て従ひて豊に起ち、廐將を以て別に東郡・南陽を定め、従ひて霸上に至る。漢に入り、豊を守る。上東するに、因りて従ふも戦利あらず、孝惠・魯元を奉じて睢水の中に出で、及び豊を堅守し、雍侯に封ぜらる。五千戸」とあり、高祖劉邦とともに「漢に入」ったのであるのに対して、『漢書』功臣表安国侯王陵の條では、「自ら黨を聚むるを以て南陽を定め、漢王還りて項籍を撃つや、兵を以て屬し、従ひて天下を定め、侯たり。五千戸」とあるように、彼が高祖劉邦に従ったのは「還りて項籍を撃」った時点であり、高祖劉邦の漢中就国には従わなかったように記されている。『史記』卷九六張丞相列伝には、「(張蒼)身長大にして、肥白なること瓠のごとし。時に王陵見て其の美士なるを怪しみ、乃ち沛公に言ひて、赦して斬る勿からしむ」とあり、処罰されようとしている張蒼を「沛公」に上言して助けている。これによると、王陵は高祖劉邦が漢王に封じられる以前に劉邦に従軍した時期があったようである。ただし、同書卷五六陳丞相世家では、「王陵は、故沛の人にして、始め縣豪たり。高祖微なる時、陵に兄事す。陵文少く、氣に任じ、直言を好む。高祖の沛に起り、入りて咸陽に至るに及びて、陵も亦自ら黨數千人を聚め、南陽に居り、

沛公に従ふを肯んぜず。漢王の還りて項籍を攻むるに及びて、陵乃ち兵を以て漢に屬す」と、『漢書』功臣表と同様の記事があり、これによると、高祖劉邦が漢中に就国した際に一度袂をわかつた可能性もある。このように、『史記』のなかでも記載の齟齬があり、最終的に劉邦集團に加わった時期が確定できないため、「表一 高祖功臣列侯一覧表」では両論を併記することとする。

(29) 註(5) 楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、註(18) 邊見氏前掲論文、参照。

(30) 註(5) 楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)一七四〜一七七頁「表三——高祖功臣位次一覧」、参照。

(31) 註(5) 楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、註(18) 松島・邊見両氏前掲論文等、参照。

(32) 註(5) 楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、註(18) 松島・邊見両氏前掲論文等、参照。なお、楯身氏は父張耳の遺業が重視された点もあわせて考えなければならぬと指摘する。

(33) 註(5) 楯身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、参照。なお、邊見統氏は呂后期における列侯の封建の政治的意義を論じるなかで、呉氏一族の封建は南方異民族対策に対する長沙王国の重要性が考慮された結果と推測されている(邊見統「漢初列侯封建の政治的背景——惠帝期・高后期の列侯封建についての基礎的考察——」(『学習院大学文学部研究年報』第六二号、二〇一五年)、参照)。

(34) 註(5) 楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、参照。

(35) 註(2) 李氏前掲書、参照。

(36) 註(5) 楯身氏前掲論文(「功臣層の形成」)一三六頁、参照。

(37) 註(12) 李氏前掲論文、参照。

(38) 松島隆真氏は、呂后二(前一八六)年に制定された高祖功臣位次の原型として『漢書』功臣表序文に記載される「十八侯位次」を分析し、そこでも高祖劉邦に従って「漢に入」ったことが重視されていると指摘し

ている(註(18) 松島氏前掲論文、参照)。

- (39) 李開元「漢初軍功受益階層の成立」(註(2) 李氏前掲書所収、初出は一九九〇年)、註(5) 榑身氏前掲論文(「功臣層の形成」)等、参照。

- (40) 註(39) 李氏前掲論文、参照。

- (41) 註(39) 李氏前掲論文、註(5) 榑身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、註(18) 松島氏前掲論文等、参照。

- (42) 註(5) 榑身氏前掲論文(「功臣層の形成」)、註(18) 松島氏前掲論文等、参照。

- (43) 註(5) 榑身氏前掲論文(「功臣層の形成」) 一三二頁及び一六一～一六二頁註(57)、参照。

- (44) 杉村伸二「漢初人事考——漢初の国制と人事の諸相——」(『史泉』第九九号、二〇〇四年)、註(14) 阿部氏前掲論文(「漢初『郡国制』再考」)、同「前漢時代における内外観の変遷——印制の観点から——」(『中国史学』第一八巻、二〇〇八年)、同「漢初の天下秩序に関する一考察」(『中央大文学部紀要』第二六号、二〇一七年)等、参照。

- (45) 筆者もかつて郎官と劉邦集団の関係を論じるなかで、このような視点から「高帝五年詔」を位置づけたことがある(註(16) 前掲拙稿、参照)。

- (46) 藤田勝久「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会——包山楚簡と張家山漢簡から——」(『中国古代国家と郡県社会』(汲古書院、二〇〇五年) 所収、初出は二〇〇三年)、参照。なお、佐々木仁志氏は楚漢戦争の余燼が残る楚社会の不安定さ、楚の統治の難しさを指摘している(佐々木仁志「高祖劉邦による異姓諸王封建をめぐって」『歴史』第二七輯、二〇一六年)、参照)。

- (47) 吉開将人「漢初の封建と長沙国」(『日本秦漢史学会会報』第九号、二〇〇八年)、参照。なお、柴田昇氏も当該期の中国東南地域における漢を中心とするグループに対する抵抗勢力がかなり広範なものだった点について論及されている(柴田昇「楚漢戦争の展開過程とその帰結」『漢帝国成立前史・秦末反乱と楚漢戦争』(白帝社、二〇一八年) 所収、初出

は二〇一五・二〇一六年)、参照]。

- (48) 松島隆真「『郡国制』を問い直す——前漢前期の国制——」(註(7) 松島氏前掲書所収)、参照。

- (49) 榑身智志・邊見統両氏は高祖功臣位次制定の経緯について異なる見解を提出されている。すなわち、榑身氏は「位次を与えるべき功臣の論功行賞が劉邦在位中に完了」しなかったため、功臣の封侯が開始された高祖六(前二〇一)年二月から、ほぼすべての位次が確定する呂后二(前一八六)年に至るまで、約十五年間にわたって徐々に定められていったとするのに対して(註(5) 榑身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」)、参照)、邊見氏は呂后二年に制定された後、文帝期になって改定されたと想定している(註(18) 邊見氏前掲論文、参照)。

- (50) 註(14) 阿部氏前掲論文六三～六五頁、参照。

- (51) 西嶋定生「中国古代社会の構造的特質に関する問題点」(『中国古代帝国の形成と構造』(東京大学出版会、一九六一年) 所収) 二四頁、参照。

【附記】本稿は平成三〇年度文部科学省研究費補助金(若手研究(B)・17 K13551)「人格的結合から見た前漢皇帝支配体制の展開」による研究成果の一部である。